

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年1月12日

石川県監査委員 宮下正博  
同 谷内律夫  
同 浜田孝  
同 岡部朋代

(別紙)

石公委第112号  
平成27年12月11日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

平成27年11月30日付け石監査第493号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	小松警察署	職員の交通事故防止対策として、全署員を対象に再発防止教養と安全運転励行の徹底を指示したほか、朝礼時にその日の天候や季節に応じた細かな注意を行い、交通事故防止対策の徹底を図りました。 また、交通事故を起こした職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。
職員による不祥事が発生しています。 今後、財産等の管理体制の強化や公務員としての倫理意識の徹底に万全	輪島警察署	不祥事防止対策として、招集等で全職員に対して、幹部職員から不祥事防止教養を実施するとともに、問題兆候の把握に特に配意しつつ、よりきめ細やかな身上把握を徹底することにしました。また、財産等の管理につき

<p>を期し、再び係る不祥事の発生がないよう十分注意してください。</p>		<p>ましては、組織的に職員相互のチェック体制を強化することにより適正な事務処理に万全を期するよう徹底しました。</p> <p>今後とも、職員に対し、公金の重要性について指導するとともに、幹部による身上把握及び職務倫理教養を継続して実施し、不祥事再発の絶無を期します。</p>
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	<p>金沢西警察署</p>	<p>職員の交通事故防止対策として、交通事故防止の必要性・重要性について指示するとともに、全職員を対象に交通事故防止を題材とした検討会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再徹底を始め、交通事故防止意識の高揚を図るなど、安全の確保に向けた意識付けを徹底しました。</p> <p>また、交通事故の対象職員及び運転経験の浅い職員については、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の向上と安全運転意識の再徹底を行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であるという意識の徹底を図るとともに、職員に対する指導を継続して実施し、交通事故の絶無に努めます。</p>
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。</p>	<p>津幡警察署</p>	<p>交通事故防止対策として、朝礼等の機会を捉えて、全職員に対し、時節に応じた具体的な運転方法や同乗者による安全確認補助の指示を行うなど、事故防止対策の徹底を図りました。</p> <p>また、交通事故の対象職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、事故の未然防止に努めます。</p>